



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令 (外務一三)
- 国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (同一四)
- 木材統計調査規則の一部を改正する省令 (農林水産六七)

〔告 示〕

- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七号第一号第二号の基準を定める省令の表の別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件 (法務五九二、五九四)
- 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 (厚生労働三六一)
- 生物学的製剤基準の一部を改正する件 (同一三六一)

元 二 九 七 四 一

〔公 告〕

- 木材統計調査規則第六条の農林水産大臣が定める製材工場等を定める等の件の一部を改正する件 (農林水産二四二)
- 中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種を指定する件 (経済産業二九一)
- 特定特殊自動車の型式の届出があった件 (経済産業・国土交通・環境一八、一三五)
- 少数生産車の型式を承認した件 (同一三六、一四二)
- 少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件 (同一四三、一四四)
- 横浜海上保安部が運用する本牧船舶通航信号所及び同保安部が行う情報の提供等の方法に関する告示の一部を改正する告示 (海上保安庁五二)
- 船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示の一部を改正する告示 (同一五三)

諸事項

- 官庁
入札、建設業の許可の取消処分関係
- 裁判所
破産、免責、再生関係
- 特殊法人等
弁理士登録関係
- 地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係
- 会社その他
会社決算公告

二〇三 二〇四 二〇五 五 五 五 四 四

省 令

○外務省令第十三号
領事官の徴収する手数料に関する政令(昭和二十七年政令第七十四号)第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年十二月二十五日
外務大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令
領事官の徴収する手数料の額を定める省令(昭和二十七年外務省令第四号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

備考 表中の「」の記載は注記である。	別表第一										
	種別	国又は地別 単位	ニュージーランド	バヌアツ	ババアニューギニア	カザフスタン	キプロス	ギリシャ			
			ニュージーランド・ドル	バツ	キナ	テンゲ	ユーロ	ユーロ			
	1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100		
	2	遺言の公証	75	5,700	163	17,250	47	47			
	3から12まで	削除									
	13	一般入国査証	39	3,000	86	9,100	25	25			
	14	数次入国査証	79	6,000	171	18,200	49	49			
	15	通過査証	9	700	20	2,100	6	6			
	16	再入国の許可の有効期間の延長	39	3,000	86	9,100	25	25			
	17	難民旅行証明書の有効期間の延長	33	2,500	71	7,600	20	20			
	18	削除									
	19	国籍証明	58	4,400	126	13,350	36	36			
	20	在留証明	16	1,200	34	3,650	10	10			
	21	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	16	1,200	34	3,650	10	10			
	22	職業証明	26	2,000	57	6,050	16	16			
	23	翻訳証明	58	4,400	126	13,350	36	36			
	24	署名又は印章の証明									
		イ官公署に係るもの	59	4,500	129	13,650	37	37			
		ロその他のもの	22	1,700	49	5,150	14	14			
	25	遺骨証明	33	2,500	71	7,600	20	20			
	26	原産地証明	58	4,400	126	13,350	36	36			
	27	日本品の外国輸入証明	50	3,800	109	11,500	31	31			
	28	船内遺留品目録証明	12	900	26	2,750	7	7			
	29	航行報告証明	17	1,300	37	3,950	11	11			
	30	第19号から前号までに掲げるもの以外の証明	28	2,100	60	6,350	17	17			

備考 表中の「」の記載は注記である。	別表第一										
	種別	国又は地別 単位	ニュージーランド	[項を加える.]	ババアニューギニア	カザフスタン	[項を加える.]	ギリシャ			
			ニュージーランド・ドル		キナ	テンゲ		ユーロ			
	1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100		遺産の額の2/100	遺産の額の2/100		遺産の額の2/100			
	2	遺言の公証	75		163	17,250		47			
	3から12まで	削除									
	13	一般入国査証	39		86	9,100		25			
	14	数次入国査証	79		171	16,200		49			
	15	通過査証	9		20	2,100		6			
	16	再入国の許可の有効期間の延長	39		86	9,100		25			
	17	難民旅行証明書の有効期間の延長	33		71	7,600		20			
	18	削除									
	19	国籍証明	58		126	13,350		36			
	20	在留証明	16		34	3,650		10			
	21	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	16		34	3,650		10			
	22	職業証明	26		57	6,050		16			
	23	翻訳証明	58		126	13,350		36			
	24	署名又は印章の証明									
		イ官公署に係るもの	59		129	13,650		37			
		ロその他のもの	22		49	5,150		14			
	25	遺骨証明	33		71	7,600		20			
	26	原産地証明	58		126	13,350		36			
	27	日本品の外国輸入証明	50		109	11,500		31			
	28	船内遺留品目録証明	12		26	2,750		7			
	29	航行報告証明	17		37	3,950		11			
	30	第19号から前号までに掲げるもの以外の証明	28		60	6,350		17			

改正後

改正前

備考
表中の「」の記載は注記である。

別表第二 インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料

種別	国又は地別 単位	[略]			[略]		
		ニュージール ド	バヌアツ	バプアニューギ ニア	カザフスタン	キプロス	ギリシャ
		ニュージール ド・ドル	バツ	キナ	テンゲ	ユーロ	ユーロ
一般入国査証		11	830	24	2,500	7	7
数次入国査証		11	830	24	2,500	7	7
通過査証		1	75	2	250	1	1

改正後

別表第二 インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料

種別	国又は地別 単位	[同上]			[項を加える。]		
		ニュージール ド	[項を加える。]	バプアニューギ ニア	カザフスタン	[項を加える。]	ギリシャ
		ニュージール ド・ドル		キナ	テンゲ		ユーロ
一般入国査証		11		24	2,500		7
数次入国査証		11		24	2,500		7
通過査証		1		2	250		1

改正前

附 則

- 1 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。
- 2 この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○外務省令第十四号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第二百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十五日

外務大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条 国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。